

令和3年11月1日

亀田 典子 殿

医療法人 鉄蕉会  
理事長 亀田隆明

### 通知書

本会と貴殿との顧問契約につきましては、令和3年7月31日付辞任届提出により、令和3年7月31日をもって終了致しました。

従って、本会が貴殿へ貸与していた社宅につきましては、令和3年8月1日以降、貴殿は、当該社宅に居住する権利はありませんので、令和3年11月30日までに社宅を退去するよう通知致します。

また、令和3年8月分、9月分家賃につきましては、既に、令和3年10月11日、令和3年10月28日、本会名義普通預金口座へ振込いただいておりますが、令和3年10月分家賃から11月分家賃までにつきましては、とりあえず、従前通りの賃料をお支払いいただければ良いことと致します。今後、11月分までは、請求書を送付いたしますので、期限までにお支払いいただきますようお願いいたします。

もともと、令和3年11月30日までに退去されない場合には、貴殿に対し、令和3年12月以降は、損害金としてしかるべき金額を支払うよう請求することになりますので、ご承知おきください。

以上